

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

	所管課室名	衛生薬務課	整理番号	4-7-12
処分の種類	施設の構造設備の基準適合命令			
根拠法令等・条項	・旅館業法第7条の2			
処分の概要	・都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第3条第2項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
処分基準	・旅館業法関係行政処分取扱要綱(別紙のとおり)。			
基準の制定根拠	・旅館業法 第3条第2項、第7条の2 ・旅館業法施行令 第1条 ・旅館業法関係行政処分取扱要綱			